令和３年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	３	府省庁名	金融庁

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入等における所要の措置
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入等の計算規定において、マイナス金利で調達した負債及びこれに係る金利の取扱いが明確ではない。 ・特例措置の内容 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入等の計算において、マイナス金利の取扱いにつき、所要の措置を講じること。
関係条文	法人税法施行令第 141 条の４第２項第２号、同条第８項第２号 等
減収見込額	［初年度］ － （ － ） ［平年度］ － （ － ） ［改正増減収額］ － （単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入等において、マイナス金利を含めた条件で調達した場合における取扱いの明確を目的とする。 （２）施策の必要性 平成 28 年より、金融機関の有する日本銀行当座預金の一定残高を上回る部分 については、金利をマイナス 0.1%で計算する金融緩和政策が行われている。これに伴い、インターバンクの無担保コール翌日物市場の金銭消費貸借（コールローン）においても、その一部において、貸付人から借入人に対する支払い（マイナス金利相当額）がなされている事象が生じている。 金融機関の資金調達において、マイナス金利相当額は、金融機関の資金調達コストを形成する調整的な項目との意味合いが強い。しかし、恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入等において、マイナス金利相当額の取扱いが、明確ではない。このため、本施策によって、その取扱いを明確にする必要がある。
本要望に対応する縮減案	なし

<table>
<tr><td rowspan="5">合理性</td><td colspan="2">政策体系における政策目的の位置付け</td><td>Ｉ－２　健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策の達成目標</td><td>マイナス金利の取扱いを明確にすることで、金融機関における資金調達の安定性に資する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td><td>恒久措置とする。</td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td>（政策の達成目標と同じ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策目標の達成状況</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有効性</td><td colspan="2">要望の措置の適用見込み</td><td>内国法人および日本に恒久的施設を有する外国法人に適用されることが見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</td><td>課税関係が明確化されることにより、金融機関の資金調達コストの適正化に寄与する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">相当性</td><td colspan="2">当該要望項目以外の税制上の支援措置</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">予算上の措置等の要求内容及び金額</td><td>なし</td></tr>
<tr><td></td><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">要望の措置の妥当性</td><td>本措置は、マイナス金利政策によって生じたマイナス金利における法人税法上の取扱いを明確にするものであり、妥当である。</td></tr>
</table>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。